

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年2月1日～平成31年1月31日までの2年間

2. 内容

目標1：平成30年1月までに、妊娠中や産休中、休業復帰後の女性従業員が相談できる窓口を設置する。

<対策>

- 平成29年2月～ 職員が相談しやすい職場環境の整備
- 平成30年1月 窓口の設置、職員への周知

目標2：平成31年1月までに、育児・介護休業法、雇用保険法に基づく休業、給付等諸制度を周知する。

<対策>

- 平成30年1月～ 職員の具体的な要望の調査、情報収集
- 平成31年1月 制度に関するパンフレットを作成し、職員に配布